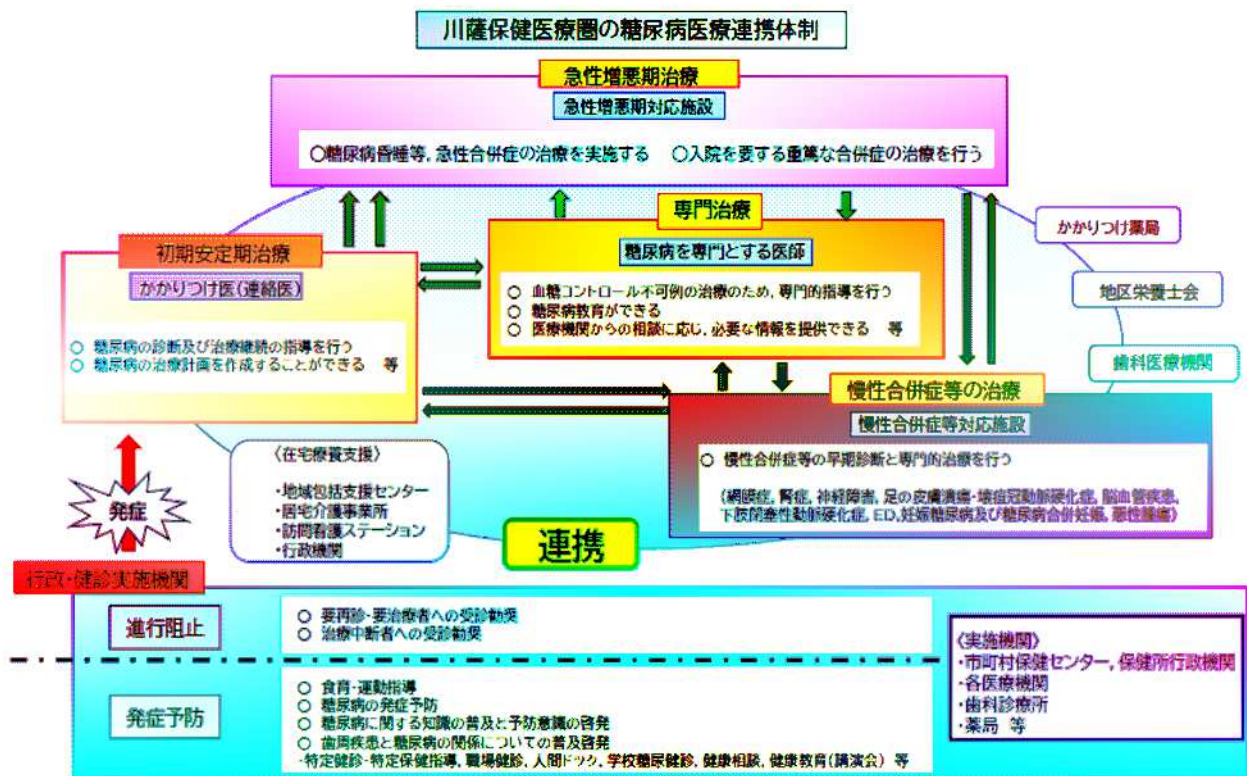


【図表資-5-84】川薩保健医療圏 糖尿病の医療連携体制図



[北薩地域振興局作成]

【図表資-5-85】川薩保健医療圏 糖尿病の医療機能基準

■ 発症予防【糖尿病・耐糖能障害発症の予防】

＜市町保健センター、保健所等行政機関、健診実施機関、医療機関、歯科診療所、薬局等＞

- ・糖尿病の発症予防（食事指、運動指導等）
- ・糖尿病に関する知識の普及と予防意識の啓発
- ・歯周疾患と糖尿病の関係についての普及啓発

■ 初期・安定期治療 【合併症の発症予防のための初期・安定期の治療を行う機能】

＜かかりつけ医（連携医）＞

- ・糖尿病の診断及び治療継続の指導が可能であること
- ・重篤でない低血糖時及びシックデイ^{*1}の対応が可能であること
- ・糖尿病の検査・治療計画の作成が可能であること
- ・糖尿病医療連携機関等との連携が可能であること

■ 専門治療 【血糖コントロール不可例の治療を行う機能】

＜糖尿病を専門とする医師＞

- ・糖尿病の診断及び専門的指導が可能であること
- ・食事療法、運動療法、薬物療法等による血糖コントロールの専門指導が可能であること
- ・インスリン導入ができること
- ・糖尿病教育ができること
- ・糖尿病医療連携機関等との連携が可能であること
- ・必要時、検査・治療計画の修正ができること

■ 慢性合併症等の治療 【慢性合併症の早期診断と専門的治療を行う機能】

＜慢性合併症等対応施設＞

- ・糖尿病の慢性合併症等について、それぞれ専門的な検査・治療が可能であること
（①～⑩のいずれか一つでも可。）

- ① 網膜症
- ② 腎症
- ③ 神経障害
- ④ 足の皮膚潰瘍・壊疽
- ⑤ 冠動脈硬化症
- ⑥ 脳血管疾患
- ⑦ 下肢閉塞性動脈硬化症等
- ⑧ ED（勃起障害）
- ⑨ 妊娠糖尿病と糖尿病を合併した妊娠
- ⑩ 悪性腫瘍

- ・糖尿病医療連携機関等との連携が可能であること

■ 急性増悪期治療 【緊急・重症者の治療を行う機能】

＜急性増悪期対応施設＞

- ・糖尿病昏睡や重篤なシックデイ、低血糖、高血糖の治療が可能であること
- ・入院治療を要する重篤な合併症の治療が可能であること
（有痛性神経障害、足壊疽、腎症、心筋梗塞、脳卒中 等）
- ・糖尿病医療連携機関等との連携が可能であること

注）糖尿病医療連携機関等：歯科医療機関、地区栄養士会、かかりつけ薬局、行政機関（市町等）、地域包括支援センター、訪問看護ステーション 等

[北薩地域振興局作成]

*1 シックデイ：糖尿病患者が感染症にかかり、熱が出る・下痢をする・吐く、または食欲不振によって食事ができない時のことをいう。血糖値が乱れやすくなり急性合併症を起こしやすい。